

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社を中核とする新潟交通グループは、公共性の高い乗合バスをはじめとする運輸事業を基幹事業に、不動産事業、商品販売事業、旅行業等の事業を展開し、地域の発展に寄与することで、持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値の向上を図ります。基幹事業である運輸事業においては、会社綱領の一つである「親切と安全それが仕事」をキーワードに、まず、「安全と信頼」の確立を前提とし、快適で利用しやすい交通機関をめざし努力を重ねるとともに、新潟市における商業集積地区である万代シティを核とする不動産事業等による街の賑わいの創出や新潟交通の旅「くれよん」の名称で親しまれる旅行商品の販売などのサービスを通じて地域に貢献いたします。これらを実現するため、当社は、公正で透明性の高い経営をめざし、経営に対するチェック機能を充実させるとともに、経営判断の迅速化、経営の効率化を進め、より一層企業価値の向上に努めます。また、経営リスクに関する情報については、初期段階から適時トップ・マネジメントに至るまで伝達されるように努めております。

〔企業理念(社是)〕
和衷協力

〔綱領〕
一、親切と安全それが仕事
一、思考、礼節そして実行
一、信頼と協調で繁栄を
一、接客マナー日本一

〔平成28年度 経営方針〕
「安全企業の確立」
一、成長を意識した増収増益への挑戦
一、選択と集中による事業基盤の強化
一、法令遵守による「安全と信頼」の確立

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使・招集通知の英訳)
当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率が1%未満と低い状況であるため、必要コストを考慮すると議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォーム)や招集通知の英訳は現状では採用しませんが、今後の外国人株主比率等の推移を踏まえ、必要に応じて検討いたします。

【原則3-1】(情報開示の充実)
(5) 社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示していますが、次年度以降は、すべての取締役、監査役について個別の選任理由を記載いたします。

【補充原則3-1-2】(英語での情報開示)
当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率が1%未満と低い状況であるため、必要コストを考慮し、現状では英語での開示・提供は行っていないですが、今後の外国人株主比率等の推移を踏まえ、必要に応じて検討いたします。

【原則4-2】(取締役会の役割・責務(2))
経営陣による提案は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要なものであると考え、取締役会は、十分な審議検討のうえ合理的な意思決定を行い、提案に対しては、迅速・果断な意思決定を支援いたします。また、経営陣の報酬については、毎年株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢、個々の職責等を勘案して、総合的に判断して個別の報酬額を決定しています。
なお、業績連動や自社株報酬などインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後検討いたします。

【補充原則4-2-1】(報酬割合の適切な設定)
経営陣のうち、業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に向けた当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる適切、公正かつバランスの取れたものであるべきと考えますが、株式関連報酬や中長期的な業績連動報酬の導入につきましては、復配実現後、会社の業況を踏まえ、検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)
当社の政策保有株式の保有は、営業上の取引関係の維持、強化、連携による企業価値向上を目的とし、毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、継続保有の是非を決定いたします。
また、政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該企業の価値向上に資するか否かを判断のうえ、営業上の取引関係と株式保有によるリターンを勘案して判断いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)
当社は、取締役・子会社その他関連当事者との間の競争取引および利益相反取引を行う場合には、株主の利益を保護するため「取締役会規則」において取締役会の承認事項として定めています。なお、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得るものとします。
また、取引内容は、定期的に取締役会に報告し、法令の定めるところにより開示いたします。

【原則3-1】(情報開示の充実)
(1) 企業理念(社是)、綱領、経営方針は、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。
(3) 取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議による取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の限度内で、会社業績、経済情勢、個々の職責等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。
(4) 当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とし、また、事業領域を考慮のうえ、取締役会を構成する者の多様性に配慮いたします。
全ての取締役は、その任期を2年とし、定時株主総会決議により選任いたします。
補欠取締役を含む新任取締役の候補者は、本方針の定めに従い選任し、取締役会で決定されます。
当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者となります。
監査役の人数は、定款の定める4名以内とし、その半数以上を社外監査役により構成され、当社の監査役のうち、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者となります。また、監査役会を構成する者の多様性に配慮いたします。
補欠監査役を含む新任監査役の候補者は、本方針の定めに従い選任し、監査役会を同意を経たうえで、取締役会で決定いたします。
(5) 本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4－1－1】(経営陣に対する委任の範囲)

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する重要事項を「取締役会規則」において定め意思決定を行います。その他業務執行に係る決定については、取引・業務の規模や性質に応じて各業務執行取締役に委任しています。

【原則4－8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社の取締役会の人数は、定款で定める14名以下とし、現在、全取締役7名中、2名が独立社外取締役です。今後も独立社外取締役による経営の方針や改善についての助言、経営の監督等の強化によって、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために努めてまいります。

【原則4－9】(独立社外取締役の独立判断基準および資質)

独立社外取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者で、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行える卓越した見識と幅広い経験を有する者を基本とします。また、独立社外取締役を選任する際の判断基準は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立性判断基準に従い、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者となります。

【補充原則4－11－1】(取締役の構成・選任手続)

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とし、事業領域を考慮のうえ、取締役会を構成する者の多様性に配慮いたします。また、全ての取締役は、その任期を2年とし、定時株主総会決議により選任いたします。補欠取締役を含む新任取締役の候補者は、本方針の定めに従い選任し、取締役会で決定されます。

【補充原則4－11－2】(取締役・監査役の兼任状況)

当社の取締役、監査役の兼務は、グループ経営のための子会社の役員の兼務が主であり、取締役会により決議しています。また、社外取締役および社外監査役は、当社以外の役員等を兼任する場合、その善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとしております。なお、個々の役員兼務状況については、招集通知の事業報告および株主総会参考書類ならびに有価証券報告書に記載しています。

【補充原則4－11－3】(取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社は、2015年度の取締役会全体の実効性に関し、すべての取締役および監査役に対し、取締役会の議論の質、取締役会の構成・仕組み、取締役会の運営等に関する意見を質問票により収集、その回答結果に基づき、当社社外取締役が中心となって、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。その結果、取締役会全体の実効性については十分確保されていることを確認しております。今後は、コーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえ、取締役会全体の実効性を更に高めるべく、引き続き、改革・改善に取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社の取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならないと考えます。また、取締役および監査役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役および監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその他費用の支援を行っています。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。当社は、株主との建設的な対話が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように(1)株主との対話については、総務部の担当役員が統括を行い、株主との建設的な対話を促進するため、合理的な範囲で取締役または経営幹部が対応いたします。(2)株主との対話の窓口は総務部とし、各担当部署と有機的に連携して対応いたします。(3)法定開示および自主規制機関の要請する開示ならびにIR等の任意開示により必要十分な情報の適時・適切な開示に努めます。(4)株主の意見・要望等の対話の内容については、必要に応じて取締役・経営陣が参加する定例会議においてフィードバックを行います。(5)株主との対話に際しては、インサイダー情報の管理に十分に配慮いたします。

上

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 [資料](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社第四銀行	1,749,000	4.52
株式会社ブリヂストン	1,638,700	4.24
いすゞ自動車株式会社	1,550,000	4.01
株式会社北越銀行	1,450,000	3.75
株式会社みずほ銀行	1,450,000	3.75
日本興亜損害保険株式会社	1,387,163	3.58
太平興業株式会社	1,332,600	3.44
三菱ふそうトラック・バス株式会社	1,035,000	2.67
三井住友海上火災保険株式会社	1,001,000	2.59
清水建設株式会社	1,000,000	2.58

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員	1000人以上

数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えるる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
馬場伸行	他の会社の出身者											
三部正歳	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬場伸行	○	——	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督し、経営全般に助言いただくため、社外取締役として適任と判断しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利害相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しました。
三部正歳	○	——	弁護士としての豊富な経験、高い見識は、当社にとって大変有益であり、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督をおこなっていただくため、社外取締役として適任と判断しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利害相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人として選任した高志監査法人から監査の方法、内容、結果について詳細な報告を受けるとともに、情報の交換を定期的に行うなどの連携を行っています。

当社の内部監査部門である内部監査室は、各部門の業務が法令及び社内規程に従い、適正かつ効率的に運用されているかの監査をしています。また、監査役と内部監査室は、リスク情報の洗い出しの手法の策定などの監査の方法、内容、結果について、策定の段階から緊密に連携し、情報の共有に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
国領保則	他の会社の出身者							△		△				
八木良三	税理士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
国領保則		――	他の会社の監査役出身で豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営監視機能強化に資するものと考え選任しています。
八木良三	○	八木良三氏は、当社の顧問税理士ですが、取引の規模、性質等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	税理士として豊富な経験と税務、会計の分野における専門的知識を有しており、当社グループの税務に詳しいため、社外監査役として適任と判断しております。 また、当社の経営陣から独立した立場で当社の経営を監視できるものと考え、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項
――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は、無配である現状を踏まえ、まず、株主様への配当を最優先課題とし、取締役へのインセンティブ付与はその後の課題であると認識しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は、取締役の報酬について、有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役別の報酬総額を開示しています。各々の個別報酬については現在のところ開示しておりませんが、今後の関係法令の改正、会社を取り巻く状況の変化を勘案し、慎重に検討していく所存です。

なお、平成27年度に支払った取締役の年間報酬総額は、81百万円、うち社外取締役の年間報酬総額は、1百万円、監査役の年間報酬総額は、13百万円、うち社外監査役の年間報酬総額は、12百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の報酬額は、株主総会にて決議された報酬限度内において、職務内容、役職に応じた責任等を総合的に判断するとともに、会社の業績を勘案して取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役の業務を補助する担当部を設置し、業務遂行の全般をサポートしています。

また、社外監査役をサポートする専任スタッフはいませんが、監査役は必要に応じ内部監査室所属の職員に対し業務監査に必要な事項を命令できるものとし、命令を受けた職員は取締役等の指揮命令を受けないものとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

取締役7名(うち社外取締役2名)で構成する取締役会は、重要な業務執行の決定および業績の状況や対策等を協議検討し、代表取締役をはじめとする各取締役の職務の執行を監視しており、迅速な対応を行うために原則として毎月1回定期的に開催しています。

また、取締役会に先立ち、経営に関する全般的な重要事項を協議することを目的に、役付取締役、常勤監査役で構成する常務会を適宜開催するとともに、迅速な意思決定と業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。社外監査役である常勤監査役は、取締役会に毎回出席し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。監査役会は、監査の基本方針等を決定し、各監査役は、業務分担等に基づき、業務執行の適法性についての監査を実施しています。

会計監査については、高志監査法人と監査契約を締結しており、監査役と連携して会計における適正性を確保しています。当社の監査業務を執行するのは、阿部和人氏、竹田信一氏の継続監査7年以内の公認会計士のほか、会計監査業務補助者は、公認会計士4名、その他1名です。

社外取締役の選任に関しましては、後記述「現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由」に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成されているとともに、常勤取締役4名のうち2名は社外出身の取締役であり、その経験による識見に基づき当社の経営に参画しております。

当社は、監査役会制度を採用し、他社における監査役実務経験のある社外監査役及び財務会計に関して専門的な知見を有する社外監査役の2名を選任しており、それぞれ当社とは異なる事業分野での豊富な職歴、知識、経験を活かし、専門的見地から業務執行の適法性について監査を行っております。また、外部的な視点での監査機能と併せ、社外取締役2名を選任することにより、それぞれ経営者、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに経営全般に適切な助言を行い、経営に対する適切な監視・監督を行うことを期待しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会をできる限り他社と異なる日（集中日を避けて）に開催するよう努めております。
その他	株主総会における事業報告および計算書類の内容報告等に際して、ビジュアル化を実施するなど、わかりやすく開かれた株主総会の実現に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社では、投資家の皆様のための情報として、各種財務データ、決算短信等の東証開示資料、株主の皆様への報告書をよりわかりやすく掲載するとともに、株主メモ、株主優待制度も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社の総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「新潟交通グループ倫理規程」において新潟交通グループ各社の行動基準を定め、ステークホルダーの立場を尊重する旨を明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	基幹事業である運輸事業において、アイドリングストップバス・ノンステップバス等の導入を推進し、環境・バリアフリーへの配慮に努めております。 また、運輸事業として燃費悪化要因となるエンジン回転数の上昇を警告音で知らせる「デジタルタコグラフ」の導入や燃費向上率を競う「省エネ運転キャンペーン」を行うことにより、二酸化炭素等の削減を図り、また、大型商業施設等の照明のLED化を積極的に推進して節電を行うなどの取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主様には、ご所有株数に応じて株主優待乗車証（バス）を発行しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜基本的な考え方＞

当社は、業務の適正を確保するため、当社およびグループ各社における内部統制を構築し、当社の常勤取締役で構成する内部統制委員会をグループ各社全体の内部統制に関する担当部署とし、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

また、内部統制委員会が構築するシステムを検証する機関として内部監査室を設置してグループ全体のリスクを統括管理し、内部監査室はその統制状況を遅滞なく内部統制委員会を通じ取締役会および監査役会に報告します。

＜整備状況＞

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「新潟交通グループ倫理規程」を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、内部統制委員会は当該倫理規程の周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(2) 各部責任者および取締役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに内部監査室に報告するとともに、内部監査室は内部統制委員会および監査役に報告する。

(3) 使用人は、法令定款違反、社内規定違反あるいは社会通念に反する行為が行なわれていることを知ったときは、「内部通報規程」に基づき内部監査室へ通報・相談し、内部監査室は、遅滞なく内部統制委員会及び取締役会並びに監査役に報告する。

なお、当社は、通報者に対する不利益な取り扱いを行わないように保護規定を設けている。

(4) 反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程を定め、取締役会議事録など取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程によりいつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 当社は、各部署およびグループ各社の業務ごとのリスクの収集と分析を行う。内部統制委員会が構築する内部統制システムにより、内部監査室はグループ全体のリスクを統括管理し、その結果を定期的に内部統制委員会に報告する。

(2) コンプライアンス、災害、事故、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれ担当部署およびグループ各社において緊急時対応マニュアル等を作成し、周知徹底を図り定期的に教育、訓練する。内部監査室はこれらの統制状況を内部統制委員会に報告する。内部統制委員会において改善策を審議、決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、全社的な目標を定め、中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次、四半期業績管理を実施する。

取締役会は、定期的に進捗状況を確認し、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するべく努める。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社およびグループ各社における内部統制の強化、充実に図るため内部統制委員会を設置し、当社およびグループ各社の内部統制に関わる事項について審議する。これにより、当社およびグループ各社間での情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれる体制を構築する。

(2) グループ各社は、「新潟交通グループ倫理規程」をグループ各社における業務を確保するための行動規範とし、当社に準じたコンプライアンス体制を構築する。

(3) グループ各社の役職員からの内部通報は、当社の監査役に直接通報できるとともに当社の内部通報制度をグループ各社に開放し、各社の役職員に周知することによりコンプライアンスの実効性を確保する。

(4) 当社の内部監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社各部長およびグループ各社の社長に報告するとともに、問題点を当社の内部統制委員会および監査役に報告し、内部統制委員会は改善策を審議して、取締役会において決定する。

(5) 当社は、「グループ経営管理規程」にてグループ運営の基本方針を定め、グループ各社は、経営上重要な協議事項が生じた場合は、当社と事前協議のうえ当社合意の下でこれを進め、報告事項がある場合には当社へ報告するものとする。

(6) 当社は、当社グループ全体の経営の健全性と効率的な遂行を図るための担当部署を置き、グループ各社は、業務執行・財務状況等を月1回当社に報告する。

(7) 当社は、グループ各社との連絡を密にするため「グループ連絡会」を定期的に開催する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないことを内部監査規程に明記し、これを徹底する。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときはすみやかに監査役へ報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため常務会や内部統制委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定するとともに、監査役会は、当社の会計監査人である高志監査法人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行なうなど連携を図っていく。

また、当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会が財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力等とは一切関係をもたず、不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、対応窓口である総務部は、担当顧問と顧問弁護士や警察当局、新潟県企業暴力対策協議会等の外部機関と連携し、情報の共有、情報交換を行っております。

さらに、各部門の取引の際には、反社会的勢力ではないか十分に確認し、万一関係をもった場合には取引を解消するなどの適切な措置を講じます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

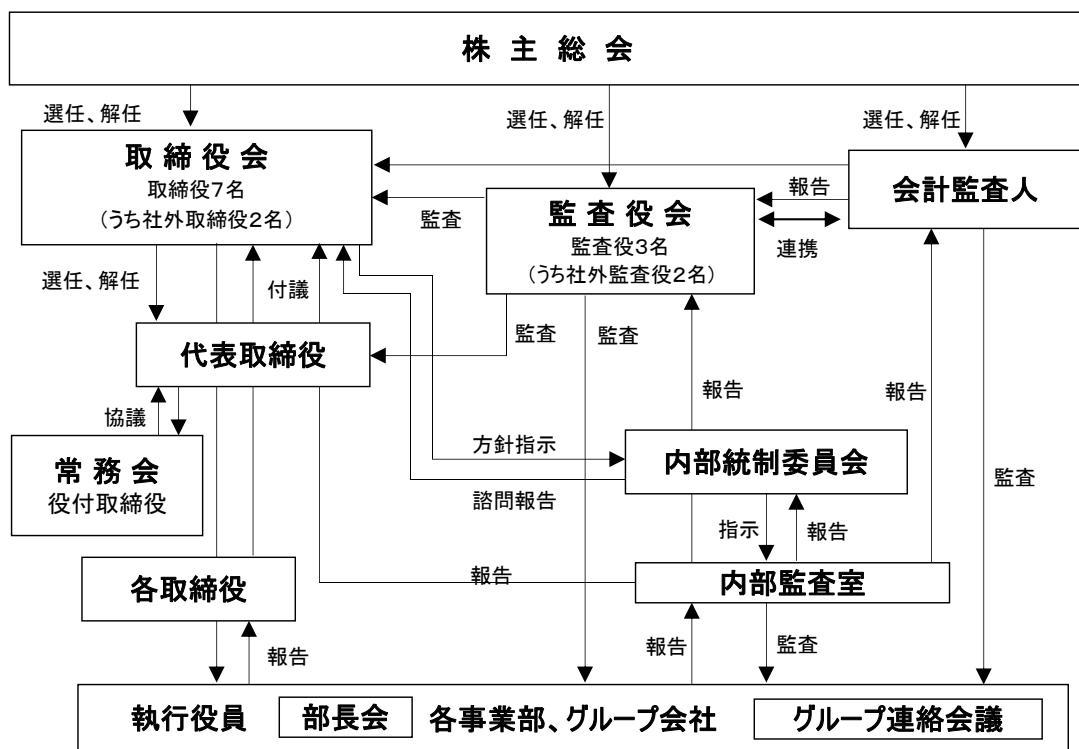
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜コーポレート・ガバナンス体制の概要＞（模式図）



＜適時開示体制の概要＞（模式図）

